

雇用保険料率改定のご案内

平成29年4月1日
加藤会計事務所

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成29年3月31日に国会で成立しました。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりとなります。つきましては弊社システムの対応方法について下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

改定内容

.雇用保険料率 4月支給分から引き下げです。

一般----- 3/1000

建設業----- 4/1000

改定方法 (改定月にあわせて下記手順にてお願いいたします)

「助っ人給与」の場合

基本データを開き、対象者の雇用保険料率を3又は4に変更する。

「助っ人経理」の場合

給与計算を開き雇用保険料の右欄の率を-----3又は4に変更

当月締・当月支給の場合は、4月支給分の給与より変更。

当月締・翌月支給の場合は、5月支給分の給与より変更になります。